



新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業等への支援について



1 事業者の皆様へのお願い

1-2 相談窓口

1-3 施設の使用停止等の要請・休業依頼

1-4 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止
協力企業等特別支援事業



2 経営・雇用に関する相談窓口



3 経営安定化に向けた融資等

4 緊急経営支援



5 コロナ特別対応型持続化支援事業

6 税制措置



7 その他の支援

(1) サプライチェーン対策

(2) 販路拡大支援

1 事業者の皆様へのお願い

- ・ 事業主の皆さんは、従業員の方に発熱等の風邪症状がある場合は、休暇を取得させる等の配慮をお願いします。
- ・ 小学校等の臨時休業や学級閉鎖になった場合は、保護者である従業員が休暇を取得しやすいように配慮をお願いします。
- ・ テレビ会議・Web会議等により、集団で集まらない形態での開催をお願いします。参集して会議を開催する場合は、参集者の厳選、会議時間の短縮、参加者同士の間隔を十分にとる、定期的な換気を行うなど、感染防止策の徹底をお願いします。
- ・ 従業員が海外出張から帰国した場合や国内の感染拡大地域へ往来した場合には、2週間は従業員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、外出を控え、医療機関を受診される前に必ず「有症状者相談窓口（保健所）」に相談するよう従業員への周知徹底をお願いします。

- 県では、新型コロナウイルス感染症に関する「有症状者相談窓口（保健所）」と「一般相談窓口（県庁保健・疾病対策課）」を設置し、24時間、皆様からのご相談をお受けしています。
- 次のような場合は、医療機関を受診する前に必ず「有症状者相談窓口」へご相談ください。「帰国者・接触者外来」をご案内するなど、症状等に応じた支援を行います。

- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている方（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）

- 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある方

※ ご高齢の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は、重症化しやすいため、上記の症状が2日程度続く場合、ご相談ください。

※ 妊婦の方は、念のため早めにご相談ください。

- 発熱等の風邪症状があり、新型コロナウイルス感染症が発生している地域を訪問された方、またはそれらの方との濃厚接触*の可能性のある方

※ 濃厚接触とは

新型コロナウイルス感染症が疑われる方と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方 等

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課

TEL : 026-235-7277 / 026-235-7278

1-2 相談窓口

- 新型コロナウイルス感染症に関する一般的なご相談については、「一般相談窓口」でお受けしています。

有症状者相談窓口（保健所）一覧

新型コロナウイルス感染症が疑われる方の受診については保健所で調整を行います。
新型コロナウイルス感染症ではないかとの不安をお持ちの方は、医療機関を受診する前に、必ずお住いの市町村を管轄する保健所にご相談ください。

※ お伺いした内容によっては、一般の医療機関への受診をお願いすることがあります。

電話相談窓口	管轄市町村	電話番号（24時間対応）
佐久保健福祉事務所（佐久保健所）	小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡	0267-63-3164
上田保健福祉事務所（上田保健所）	上田市、東御市、小県郡	0268-25-7135
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	岡谷市、諏訪市、茅野市、諏訪郡	0266-57-2927
伊那保健福祉事務所（伊那保健所）	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡	0265-76-6837
飯田保健福祉事務所（飯田保健所）	飯田市、下伊那郡	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所（木曾保健所）	木曾郡	0264-25-2233
松本保健福祉事務所（松本保健所）	松本市、塩尻市、安曇野市、東筑摩郡	0263-40-1939
大町保健福祉事務所（大町保健所）	大町市、北安曇郡	0261-23-6560
長野保健福祉事務所（長野保健所）	須坂市、千曲市、埴科郡、上高井郡、上水内郡	026-225-9039
北信保健福祉事務所（北信保健所）	中野市、飯山市、下高井郡、下水内郡	0269-62-6104
長野市保健所	平日 8:30~17:15	長野市 026-226-9964
	休日・夜間 17:15~8:30	

一般相談窓口 ≪県庁 保健・疾病対策課（ほけん・しっぺいたいさくか）≫

一般的な相談については、下記窓口で休日を含め24時間、専用電話でお受けします。

電話番号：026-235-7277 または、026-235-7278 【専用電話】

その他の相談窓口等

- その他の相談窓口等は下記のURLをご覧ください

<長野県 新型コロナウイルス感染症対策専用サイト>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/bukan-haien.html#soudan>

長野県 健康福祉部 保健・疾病対策課 【24時間受付】

TEL : 026-235-7277 / 026-235-7278

1-3 施設の使用停止等の要請・休業依頼 ①



- 長野県では、他県からお客様を呼び込む施設や、感染リスクが非常に高く、クラスターの発生のおそれのある施設を対象として施設の使用停止等の要請・休業検討の依頼を行うこととしました。

人との接触を8割減らすことが、自分を守り、大切な人々を守るとともに、本県の医療と社会を守ることにつながるとされています。事業者の皆様には、多大なご負担をいただくこととなり、また県民生活や県内経済にも影響を及ぼすこととなりますが、現時点においては、県民の大切な命を守ることを第一義に考え、施設の使用停止等の要請・休業検討の依頼へのご協力をお願いします。

施設の使用停止等の要請・休業依頼の内容

- (1) 対象区域： **県内全域**
- (2) 実施期間： **令和2年4月23日から**緊急事態宣言が発令されている期間
(**5月6日(水)まで**)
- (3) 実施内容
新型インフルエンザ等対策特別措置第24条第9項に基づく要請

- 詳細はコチラ 「施設の使用停止等の要請・休業依頼について《緊急事態措置(第2弾)》」
https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona_kyuugyo.html

協力金等の申請受付担当【9:00~17:00(休日を含む)】

TEL : 026-235-7382

1-3 施設の使用停止等の要請・休業依頼 ②

① 遊興施設、運動・遊技施設、劇場等の使用停止又は催物の開催の停止要請

種類	施設	休止要請	備考（注意事項等）
遊興施設等	キャバレー	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	ナイトクラブ	対象	
	ダンスホール	対象	
	スナック	対象	
	バー	対象	
	ダーツバー	対象	
	パブ	対象	
	性風俗店	対象	
	アダルトショップ	対象	
	ネットカフェ	対象	
	漫画喫茶	対象	
	カラオケボックス	対象	
	射的場	対象	
	ライブハウス	対象	
運動、遊技施設	体育館	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	屋内・屋外水泳場	対象	
	ボウリング場	対象	
	スポーツクラブなどの運動施設	対象	
	マージャン店	対象	
	パチンコ屋	対象	
	ゲームセンターなどの遊技場	対象	
	スケート場	対象	
	柔剣道場	対象	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	対象	
	ゴルフ練習場※ ¹	対象外	
	バッティング練習場※ ¹	対象外	
	陸上競技場※ ²	対象外	
	野球場※ ²	対象外	
	テニスコート※ ²	対象外	
	サッカー場※ ²	対象外	
	フットサル場※ ¹ 、※ ²	対象外	
弓道場※ ¹	対象外		
劇場等	劇場	対象	【要請内容】 施設の使用停止及び催物の開催の停止を要請 （＝休業要請）
	観覧場	対象	
	映画館	対象	
	演芸場	対象	
	プラネタリウム	対象	

※¹ 屋内施設は、使用停止の要請の対象とする。

※² 観客席部分については、使用停止の要請の対象とする。

● 詳細はコチラ 「施設の使用停止等の要請・休業依頼について《緊急事態措置（第2弾）》

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona_kyuugyo.html

協力金等の申請受付担当【9:00～17:00(休日を含む)】

TEL : 026-235-7382

1-3 施設の使用停止等の要請・休業依頼 ③



② 運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請

種 類	施 設	休止要請	備考（注意事項等）
文教施設	学校(大学等を除く)	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	幼稚園	対象外	
	小学校	対象外	
	中学校	対象外	
	義務教育学校	対象外	
	高等学校	対象外	
	高等専修学校	対象外	
	高等専門学校	対象外	
	中等教育学校	対象外	
	特別支援学校	対象外	
大学・学習塾等	大学	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	専修学校(高等専修学校を除く)	対象外	
	各種学校	対象外	
	自動車教習所	対象外	
	学習塾	対象外	
	日本語学校・外国語学校	対象外	
	インターナショナルスクール	対象外	
	英会話教室	対象外	
	音楽教室	対象外	
	囲碁・将棋教室	対象外	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	対象外	
	そろばん教室	対象外	
	バレエ教室	対象外	
	体操教室	対象外	
社会福祉施設等	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	学童クラブ	対象外	
	障害児通所支援事業所	対象外	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	対象外	
	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	対象外	
	保健医療サービス提供施設(通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)	対象外	
	障害福祉サービス等事業所	対象外	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	対象外	
	学校(大学等を除く)	対象外	
	婦人保護施設	対象外	
その他の社会福祉施設	対象外		
医療施設	病院	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	診療所	対象外	
	歯科	対象外	
	薬局	対象外	
	鍼灸・マッサージ	対象外	
	整骨院	対象外	
	柔道整復	対象外	
	薬局	対象外	
生活必需物資販売施設	卸売市場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請
	食料品売り場(移動販売店を含む)	対象外	
	百貨店における生活必需品売り場	対象外	
	ホームセンターにおける生活必需品売り場	対象外	
	スーパーマーケット	対象外	
	コンビニエンスストア	対象外	
	ショッピングモールにおける生活必需品売り場	対象外	
	ガソリンスタンド	対象外	
	靴屋	対象外	
	衣料品店	対象外	
	雑貨屋	対象外	
	文房具屋	対象外	
	酒屋	対象外	



1-3 施設の使用停止等の要請・休業依頼 ④

② 運営する施設に対しては適切な感染防止策の徹底を要請 (つづき)

種 類	施 設	休止要請	備考 (注意事項等)
住宅施設	共同住宅	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の 徹底を要請
	寄宿舎	対象外	
	下宿	対象外	
	ウィークリーマンション	対象外	
交通機関等	バス	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の 徹底を要請
	タクシー	対象外	
	レンタカー	対象外	
	鉄道	対象外	
	船舶	対象外	
	航空機	対象外	
	物流サービス(宅配等)	対象外	
		対象外	
工場等	工場	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の 徹底を要請
	作業場	対象外	
金融機関・ 官公署等	銀行	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の 徹底を要請
	証券会社	対象外	
	保険代理店	対象外	
	官公署	対象外	
	事務所	対象外	
	消費者金融	対象外	
	ATM	対象外	
その他	メディア	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の 徹底を要請
	葬儀場・火葬場	対象外	
	銭湯(公衆浴場) ^{※3}	対象外	
	質屋	対象外	
	獣医	対象外	
	ランドリー	対象外	
	ごみ処理関係	対象外	
	理髪店	対象外	
	美容院	対象外	
	貸倉庫	対象外	
	郵便局	対象外	
	貸衣装屋	対象外	
	不動産屋	対象外	
	結婚式場	対象外	
	ペットホテル	対象外	
	たばこ屋(たばこ専門店)	対象外	
	ブライダルショップ	対象外	
	本屋	対象外	
	自転車屋	対象外	
	家電販売店	対象外	
	園芸用品店	対象外	
	修理店(時計、靴、洋服等)	対象外	
	鍵屋	対象外	
	100円ショップ	対象外	
	販売店	対象外	
	家具屋	対象外	
	自動車販売店、カー用品	対象外	
	花屋	対象外	
クリーニング店	対象外		

※3 物価統制令の対象となるもの

協力金等の申請受付担当【9:00~17:00(休日を含む)】

TEL : 026-235-7382



1-3 施設の使用停止等の要請・休業依頼 ⑤

③ 食事提供施設について営業時間の短縮等を要請

種類	施設	休止要請	備考（注意事項等）
食事提供施設	飲食店	対象外	【要請内容】 適切な感染防止対策の徹底を要請及び営業時間の短縮を要請
	料理店	対象外	営業時間の短縮については、夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトを除く）
	喫茶店	対象外	
	和菓子・洋菓子店	対象外	
	居酒屋	対象外	

☆県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼

種類	施設	協力依頼	備考（注意事項等）
集会・展示施設 （主として観光客を対象とする施設）	文化会館	対象	【依頼内容】 休業の検討及び適切な感染防止対策の徹底を依頼
	博物館	対象	
	美術館	対象	
	科学館	対象	
	記念館	対象	
	水族館	対象	
	動物園	対象	
	植物園	対象	
観光・宿泊施設等 （主として観光客を対象とする施設）	テーマパーク	対象	【依頼内容】 休業の検討及び適切な感染防止対策の徹底を依頼
	遊園地	対象	
	ゴルフ場	対象	
	体験施設（陶芸、ガラス工芸など）	対象	
	日帰り温泉施設	対象	
	ホテル・旅館（主にビジネス利用の施設を除く）	対象	
	簡易宿所	対象	

●詳細はコチラ 「施設の使用停止等の要請・休業依頼について《緊急事態措置（第2弾）》

https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona_kyuugyo.html

協力金等の申請受付担当【9:00～17:00（休日を含む）】

TEL : 026-235-7382

県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止 協力企業等特別支援事業

事業概要

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための長野県における緊急事態措置等に伴い、休業要請等に応じた事業者に対して協力金を支給します。

取扱いは、使用停止等の準備期間を考慮し、県が施設の使用停止(休業)等要請を行う4月23日(木曜日)から緊急事態宣言発令の期間(5月6日(水曜日)まで)において、原則として4月24日(金曜日)から5月6日(水曜日)までの全期間協力いただける事業者に支給します。

1 県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく県からの要請に協力して施設の使用停止(休業)等を行った以下の事業者 除く。)

- (1) 県内に施設を有し、当該施設の使用停止(休業)を行った事業者
(施設例:遊興施設等、運動、遊戯施設等、劇場等 詳細は3ページ)
- (2) 県内に食事提供施設を有し、当該施設の営業時間の短縮等と酒類の提供時間制限を行った事業者(終日、施設使用停止を行った事業者を含む。)

注)「営業時間の短縮等と酒類の提供時間の制限」とは、夜8時から翌朝5時までの間の営業自粛及び、酒類の提供は夜7時までとすること。(宅配、テイクアウトは除く。)

2 県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止支援金

県内に主として観光目的に利用する集会・展示施設、観光・宿泊施設等を有し、県からの観光往来の自粛要請に協力して、当該施設の休業を行った事業者
(施設例:博物館、日帰り温泉施設、ホテル・旅館等 詳細は6ページ)

協力金等の金額

1 事業者当たり30万円<1回限り>

※市町村との協調事業(内訳:県20万円、主たる事業所のある市町村10万円)

- 詳細はコチラ 「施設の使用停止等の要請・休業依頼について《緊急事態措置(第2弾)》」
https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/kenko/kenko/kansensho/joho/corona_kyuugyo.html

協力金等の申請受付担当【9:00~17:00(休日を含む)】

TEL : 026-235-7382

2-1 経営・雇用に関する相談窓口



- 「中小企業・小規模事業者を対象とした経営・雇用に関する相談窓口」を開設、資金繰りなどの経営不安等に関する相談に対応
- 国がよろず支援拠点、商工会議所等に設置した相談窓口と連携

長野県

窓 口	住 所	電 話
産業立地・経営支援課 労働雇用課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692の2	026-235-7200 026-235-7201
佐久地域振興局 商工観光課	〒385-8533 佐久市跡部65-1	0267-63-3157
上田地域振興局 商工観光課	〒386-8555 上田市材木町一丁目2番6号	0268-25-7140
諏訪地域振興局 商工観光課	〒392-8601 諏訪市上川一丁目1644番10号	0266-53-6000
上伊那地域振興局 商工観光課	〒396-8666 伊那市荒井3497	0265-76-6829
南信州地域振興局 商工観光課	〒395-0034 飯田市追手町二丁目678番	0265-53-0431
木曾地域振興局 商工観光課	〒397-8550 木曾郡木曾町福島2757-1	0264-25-2228
松本地域振興局 商工観光課	〒390-0852 松本市大字島立1020	0263-40-1932
北アルプス地域振興局 商工観光課	〒398-8602 大町市大字大町1058-2	0261-23-6523
長野地域振興局 商工観光課	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686の1	026-234-9527
北信地域振興局 商工観光課	〒383-8515 中野市大字壁田955	0269-23-0219

公益財団法人 長野県中小企業振興センター

長野県よろず支援拠点 (マーケティング支援センター) (下請かけこみ寺)	〒380-0928 長野市若里一丁目18番1号 長野県工業技術総合センター 3F	026-227-5875 026-227-5013 0120-418-618
--	---	--

株式会社 日本政策金融公庫

長野支店 国民生活事業	〒380-0816 長野市三輪田町1291番	026-233-2141
松本支店 中小企業事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-0300
松本支店 国民生活事業	〒390-0811 松本市中央一丁目4番20号 日本生命松本駅前ビル	0263-33-7070
伊那支店 国民生活事業	〒396-0025 伊那市荒井3413-2	0265-72-5195
小諸支店 国民生活事業	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号 小諸商工会議所会館	0267-22-2591

株式会社 商工組合中央金庫

長野支店	〒380-0814 長野市大字鶴賀1483番11	026-234-0145
松本支店	〒390-0811 松本市中央二丁目1番27号	0263-35-6211
諏訪支店	〒392-0026 諏訪市大手一丁目14番6号	0266-52-6600

保証協会

長野県信用保証協会	〒380-0838 長野市大字南長野県町596の5	026-234-7680
-----------	---------------------------	--------------

団体中央会

長野県中小企業団体中央会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131の10	026-228-1171
--------------	-----------------------------	--------------

商工会議所

上田商工会議所	〒386-0024 上田市大手一丁目10番22号	0268-22-4500
長野商工会議所	〒380-0904 長野市大字鶴賀七瀬中町276	026-227-2428
松本商工会議所	〒390-0811 松本市中央一丁目23番1号	0263-32-5355
飯田商工会議所	〒395-0044 飯田市 常盤町41番	0265-24-1234
岡谷商工会議所	〒394-0021 岡谷市郷田一丁目4番11号 岡谷商工会館 1F	0266-23-2345
諏訪商工会議所	〒392-0023 諏訪市小和田南14番7 諏訪商工会館 2F	0266-52-2155
下諏訪商工会議所	〒393-0087 諏訪郡諏訪町下諏訪町西鷹野町4611	0266-27-8533
須坂商工会議所	〒382-0087 須坂市立町1278番1	026-245-0031
伊那商工会議所	〒396-8588 伊那市中央4605番8	0265-72-7000
塩尻商工会議所	〒399-0736 塩尻市大門一番町12番2	0263-52-0258
小諸商工会議所	〒384-0025 小諸市相生町三丁目3番12号	0267-22-3355
信州中野商工会議所	〒383-0022 中野市中央一丁目7番2号	0269-22-2191
駒ヶ根商工会議所	〒399-4115 駒ヶ根市上穂栄町3番1号	0265-82-4168
大町商工会議所	〒398-0002 大町市大町2511番3	0261-22-1890
茅野商工会議所	〒391-0002 茅野市塚原一丁目3番20号	0266-72-2800
佐久商工会議所	〒385-0051 佐久市中込2976番4	0267-62-2520
飯山商工会議所	〒389-2253 飯山市大字飯山福寿町2239番1	0269-62-2162
千曲商工会議所	〒387-0011 千曲市杭瀬下三丁目9番	026-272-3223

商工会

長野県商工会連合会	〒380-0936 長野市大字中御所岡田町131番10	026-228-2131
-----------	-----------------------------	--------------

国

経済産業省 関東経済産業局 産業部 中小企業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館1F	048-600-0321
長野労働局 職業安定部 職業対策課	〒380-8572 長野市中御所一丁目22番1号	026-226-0866

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

関東本部 企業支援部 企業支援課	〒105-8453 東京都港区虎ノ門三丁目5番1号 虎ノ門37森ビル 3階	03-5470-1620
------------------	---------------------------------------	--------------

2-2 経営・雇用に関する相談窓口



- 新型コロナウイルスの影響等でお困りの事業者の皆様からの様々な相談に無料で応じる「長野県よろず支援拠点」の相談窓口を県内5か所に拡充します。
資金繰りや雇用など様々な相談に応じておりますので、お気軽にご相談ください。

1 長野県よろず支援拠点とは？

(公財)長野県中小企業振興センターが設置する相談所で、経営に関する様々なお悩みについて、各専門分野のコーディネーターがきめ細かくご相談に応じます。国や県の新型コロナウイルス対策としての支援策についても、ご説明いたします。

※無料で何度でもご利用いただけます。

また、国や県の新型コロナウイルスに関する支援策についてもご説明します。

【参考】長野県よろず支援拠点ホームページ <https://www.yorozu-nagano.jp/>

ご相談内容の例	経営改善、現場改善、雇用・労務、技術相談、IT活用、販路開拓 など
コーディネーターの資格等	中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、弁護士、ITコーディネーター など

2 相談窓口体制 (令和2年4月24日(金)～)

新
よろず松本サテライト
(松本合同庁舎5階
中信労政事務所内)
平日 8:30～17:15
電話 0263-47-7887

長野県よろず支援拠点

(県工業技術総合センター(若里)3階)

平日 8:30～17:15

電話 026-227-5875

土日 8:30～17:00

電話 070-4091-9793

E-mail: yorozu-5@icon-nagano.or.jp

新
よろず上田デスク
(上田合庁3階 商工観光課内)

新
よろず伊那デスク
(伊那合庁3階 商工観光課内)

新
よろず飯田デスク
(飯田合庁2階 商工観光課内)

※1 支援拠点と松本サテライトでは、常駐のコーディネーターがご相談をお受けします。感染症予防のため、当面の間、面談は行わず、電話又はメールによる対応となります。

※2 上田、伊那、飯田の各デスクは、タブレット端末でのWeb相談とさせていただきます。事前によろず支援拠点(026-227-5875)に予約していただくようお願いします。



<Web相談イメージ>

長野県よろず支援拠点

TEL : 026-227-5875

3 経営安定化に向けた融資等



- 長野県中小企業融資制度等により、低利・長期・固定の融資をあっせん

(1) 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）のあっせん

貸付対象者	新型コロナウイルス感染症の影響で売上高が前年同月比15%以上減少した中小企業者等
貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年0.8%
貸付期間 〈据置期間2年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】7年以内
信用保証料	セーフティネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

(2) 経営健全化支援資金（経営安定対策）のあっせん ※ セーフティネット保証5号に該当する方など

貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年1.9%
貸付期間 〈据置期間1年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】7年以内[借換10年以内]
信用保証料	セーフティネット保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

(3) 経営健全化支援資金（特別経営安定対策）のあっせん

貸付限度額	【設備資金】6,000万円／【運転資金】8,000万円
貸付利率	年1.6%（セーフティネット保証4号に該当する方など） 年1.3%（危機関連保証を利用する方）
貸付期間 〈据置期間1年〉	【設備資金】10年以内／【運転資金】7年以内[借換10年以内]
信用保証料	セーフティネット保証、危機関連保証等利用の場合、県及び市町村の補助により自己負担なし

※ 貸付限度額は、経営安定対策と特別経営安定対策との合算額

(4) 新型コロナウイルス感染症対応資金

民間金融機関による「信用保証料の補助と保証付き融資の利子補給」を県の制度融資として実施する新規メニューを検討中

貸付限度額	【設備・運転資金の合計】3,000万円	
貸付利率	年1.6%（売上高が5%以上減少した事業者） 年1.3%（売上高が15%以上減少した事業者）	※ 当初3年間利子補給実施
貸付期間 〈据置期間5年〉	【設備・運転資金】10年以内[借換10年以内] (信用保証付き融資の既往債務について、本制度への借換が可能[市町村分を含む])	
信用保証料	保証料の全額又は1/2を補助（要件：新型コロナウイルスの影響により売上高が減少した事業者） (国が信用保証協会連合会を通じて直接協会に補助)	



4 新型コロナウイルス発生事業所支援

○ 新型コロナウイルス発生事業所経営支援

従業員が新型コロナウイルス感染症に感染したことに伴い、県又は長野市が事業所名を公表した事業者に対し、消毒作業や濃厚接触者の経過観察などで一時閉鎖した場合に、その期間中の閉鎖部門における人件費の一部を補助

(1) 対象者 従業員が感染したことを県又は長野市が公表し、事業の全部又は一部を一時閉鎖した県内事業者
ただし、売上高が対前年同期比で減少した場合に限る

(2) 支給限度日数 一時閉鎖期間（最大2週間）の営業日分を限度

(3) 雇用調整助成金（厚生労働省）の算定対象となる従業員

ア 対象 雇用調整助成金の対象となる人件費

イ 上限額 雇用主が現に支払った額以下で、かつ、雇用調整助成金と併せて12,495円/人・日以下

(4) 雇用調整助成金の算定対象外の者（役員、個人事業主等）

ア 対象 雇用調整助成金の対象外となる者で雇用主から休業命令を受け休業している者の人件費
ただし、業務に携わっている者、又、傷病手当金の支給を受けている者を除く

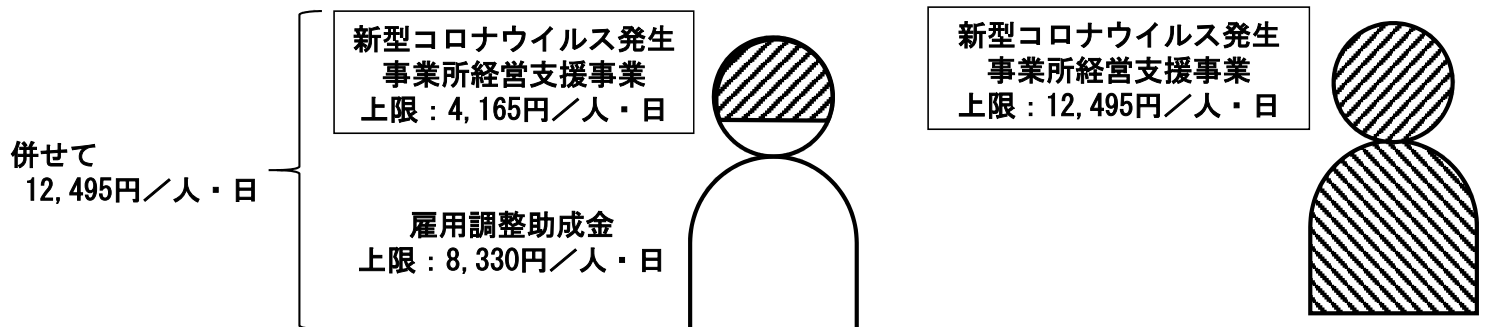
イ 上限額 雇用主が現に支払った額以下で、かつ、12,495円/人・日以下
ただし、閉鎖期間中に業務に携わっている者、また、傷病手当金の支給を受けている者を除く

(5) 上限 (3)、(4)併せて 1,000千円/事業所 ※（ ）カッコ内は負担割合

<イメージ>

雇用調整助成金の算定対象となる従業員

雇用調整助成金の算定対象外の者
(役員、個人事業主等)





5 コロナ特別対応型持続化支援事業

○コロナ特別対応型持続化支援事業

「新しい生活様式」に適応した事業形態への転換を促進するため、国の持続化補助金（コロナ特別対応型）を拡充し（県による補助金の上乗せ）、地域の事業者の取組を支援します。

- (1) 小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）＜国制度＞新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、小規模事業者等が地域の商工会または商工会議所の助言等を受けて作成した経営計画に基づき、サプライチェーンの構築、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備に取り組む費用の一部を補助するものです。
- (2) 補助の内容
＜令和2年度補正予算（第1号）飲食・サービス業等応援事業補助金に基づく事業です＞
 - (ア) 対象者 国が実施する小規模事業者持続化補助金の交付決定を受け、補助事業を実施する者（ただし、コロナ特別対応型に限る）
 - (イ) 補助率 9/10以内（国2/3以内、県7/30以内）
※国の補助と合わせて9割補助となります。
 - (ウ) 上限額 135万円（国100万円、県35万円）
- (3) 事業の開始日
第1回公募分（令和2年5月1日～5月15日）、第2回公募分（～6月5日）から対象となります。※商工会議所、商工会を通じて、上乗せ補助を実施します。
- (4) 事業者の皆様へ
適切な感染防止対策を検討・実施していただくため、持続化補助金（コロナ特別対応型）とともに、本事業をご活用ください。
なお、申請にあたっては、最寄りの商工会議所、商工会へご相談ください。
- (5) お問い合わせ
 - ・ 持続化補助金（コロナ特別対応型）
全国商工会連合会 03-6670-3960
日本商工会議所 03-6447-5485
 - ・ コロナ特別対応型持続化支援事業（上乗せ補助）
県産業立地・経営支援課 026-235-7195
又は、最寄りの商工会議所、商工会

6 税制措置

※ 地方税法改正法案成立後に適用

1 県税の納税猶予等

収入が大幅に減少（前年同期比概ね20%以上の減少）した場合、無担保かつ延滞金なしで1年間、県税の徴収を猶予（証紙徴収を除く全税目）

（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するもの）

＊上記の特例制度に該当しない場合も、現行の猶予制度を適用

○個人事業税の申告期限の延長

個人事業税の申告期限が令和2年3月16日(月)のものについて、年の中途において事業を廃止した場合を除き、令和2年4月16日(木)まで延長していたが、4月17日(金)以降も申告書を受付

2 県税の納税猶予等

■納税猶予 <証紙徴収を除く全税目>

【対象】 令和2年2月から任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しており、かつ一時に納付し又は納入を行うことが困難な事業者

【内容】 1年間納税猶予（無担保かつ延滞料免除）

■欠損金繰戻しによる還付 <法人税>

【対象】 令和2年2月から令和4年1月までの事業年度に欠損金が生じた中堅企業（資本金1億円超10億円以下）

【内容】 対象範囲を中堅企業にまで拡大

■中小事業者等の事業用資産に係る軽減 <固定資産税・都市計画税>

【対象】 令和2年2月から10月までの3か月間の売上が前年同期比30%以上減少した事業者

【内容】 令和3年分の固定資産税等を軽減

※ 売上30～50%減：1/2軽減、売上50%以上減：全額軽減

■中小事業者等の生産性革命に向けた設備等<固定資産税>

【対象】 生産性の向上に向けた一定の資産を新規に取得した事業者

【内容】 軽減対象資産に一定の事業用家屋と構築物を追加した上で、適用期限を2年延長

※ 取得後3年間、0以上1/2以下で市町村の条例に定める割合により軽減

上記のお問い合わせ先：最寄りの税務署、県税事務所、市町村役場

6 税制措置

※ 地方税法改正法案成立後に適用

■中小事業者等のテレワーク設備等 <法人税・所得税>

【対象】テレワーク等のための設備投資を行う事業者

【内容】投資費用について、即時償却による損金算入又は法人税額からの税額控除

■払戻し放棄に伴う寄附金控除 <所得税・住民税>

【対象】各種中止イベントのチケット払戻し請求権を放棄した者

【内容】チケット購入金額を寄附金扱いとし控除対象

■自動車税環境性能割の軽減延長 <自動車税・軽自動車税>

【対象】自動車取得者

【内容】税率1%軽減対象となる取得期限を令和3年3月31日まで延長

■住宅ローン控除適用の弾力化 <所得税・住民税>

【対象】消費税増税後に住宅を購入した者のうち感染症の影響で令和2年12月までに入居できない者

【内容】控除期間の特例を受けるための入居期限を1年延長

■耐震改修住宅の特例の弾力化 <不動産取得税>

【対象】耐震基準不適合の住宅を取得後に耐震改修した者のうち感染症の影響で取得後6月以内に入居できない者

【内容】要件を耐震改修工事終了後6月以内の入居に緩和

■消費税の課税事業者選択適用 <消費税>

【対象】令和2年2月から令和3年1月までの期間に前年同期比概ね50%以上売上が減少した者

【内容】通常は課税期間前に行う課税事業者か免税事業者の選択変更を課税期間中も承認

■特別貸付に係る非課税措置 <印紙税>

【対象】感染症により経営に影響を受け、公的金融機関から通常より有利な条件で借入れを行う事業者

【内容】契約書作成に必要な印紙税を非課税

上記のお問い合わせ先:最寄りの税務署、県税事務所、市町村役場



7 その他の支援

1 サプライチェーン対策

(1) 県内地域における受発注取引推進

受発注取引推進員（長野・上田・諏訪・上伊那・松本）が企業を訪問

(2) 県外地域における発注開拓

発注開拓推進員（東京・名古屋・大阪）が生産財を加工・製造する企業とマッチング

(3) (公財)長野県中小企業振興センターによる下請け事業者への取引あっせん適正取引

- 「下請企業振興協会」としての取引あっせん、相談、指導、助言等の実施
- 中小企業の取引上の相談窓口「下請かけこみ寺」による相談受付

(公財)長野県中小企業振興センター

マーケティング支援センター

TEL : 026-227-5013

2 販路拡大支援

(1) 飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業

- 新テイクアウトや宅配などサービス事業者等がグループで行う事業の多角化等に向けた新たな取組みを支援します。

・ 事業計画策定のためのアドバイザーチームによる相談支援

・ 事業計画に基づき実施する設備導入費等の助成

対象者：事業者グループ

対象経費：設備導入、販路開拓費用等

補助率：ハード事業 9/10以内

ソフト事業 10/10以内

上限額：300万円

・ 新たなビジネス展開に向けて学ぶオンライン講座の開設

(2) 飲食・宿泊業クラウドファンディング活用応援事業

- 売り上げが落ち込んでいる飲食店等を支援するため、クラウドファンディングを活用して食事券を販売する仕組みの構築を支援します。

・ 事業計画に基づき実施する設備導入費等の助成

対象者：クラウドファンディングの活用により飲食店等を支援する団体

対象経費：クラウドファンディング手数料等

上限額：調達額の30%

目標調達額：1億円